

◎ご購入について

Q1. お買い物券は、誰でも買えますか。

A1. どなたでも購入することができます。

Q2. お買い物券はどこで買えますか。

A2. お買い物券の販売所は、鴻巣市商工会(鴻巣市本町6丁目4-20)となります。

Q3. 販売所に行かないと購入できませんか。

A3. 申し訳ございませんが、販売所の指定された時間内に、販売所までお越しください。販売所にお越しになれない場合は、購入することができません。また、現金書留等の郵便による販売もいたしません。

◎お買い物券のご使用について

Q4. お買い物券はいつからいつまで使えますか。

A4. 有効期限は、発効日より6ヶ月間となります。有効期限を過ぎるとご使用出来なくなりますので、ご注意ください。

Q5. お買い物券は、どこで使えますか。

A5. 取扱店に登録された市内の店舗には、取扱店証等の掲示がありますので、この掲示があるお店でご利用になれます。取扱店一覧は、鴻巣市商工会のホームページに掲載しておりますので、こちらでご確認ください。

Q6. お買い物券でお酒やたばこは購入できますか。

A6. お酒は購入できますが、「たばこ」はお買い求めできません。「たばこ」は法律により、小売定価以外による販売が禁止されているため、お買い物券の購入対象に含めることができません。

Q7. 何故、公共料金は取り扱えないのですか。

A7. 地方自治法では、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券(小切手など)での納付を義務付けており、お買い物券はこれに当たらないからです。

Q8. 公共料金やたばこ以外にお買い物券の利用対象にならない物を教えてください。

A8. 下記にはご利用いただけません。

1)出資や債務の支払い(税金(再掲)、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金(再掲)など)

2)有価証券、ビール券、図書券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入

3)たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入(再掲)

4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い

5)土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い

6)現金との換金、金融機関への預け入れ

7)特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

8)事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品などの購入

- 9)医療保険や介護保険等の一部負担金(保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む)
10)収納サービス等の支払い

Q9. つり銭が出ないのは何故ですか。

A9. つり銭の分消費が少なくなり、消費喚起という事業の趣旨に合致しないからです。また、消費者が少額の商品を購入した際に、お買い物券購入額以上の現金が消費者につり銭として戻るため不当な利益を受けることなどを防ぐためです。

Q10. お買い物券を使用する際の金額には、上限がありますか。

A10. 上限はありません。お手元にある商品券を一度にまとめて使っていただいても、複数回に分けて使っていただいても構いません。

Q11. お買い物券は他の商品券や割引券との重複利用はできますか。

A11. 重複利用につきましては、各取扱店の判断で条件を設定していただいております。詳細は各店舗にお問い合わせください。

Q12. お買い物券の盗難、紛失についての保証は、ありますか。

A12. お買い物券の盗難・紛失・滅失等に対して、発行者(鴻巣市商工会)は責を負いません。また、いかなる場合でもお買い物券を新券と交換することはできません。

Q13. 汚損したお買い物券の取扱いは、どのようになっていますか。

A13. 次の条件を満たせば使用できます。

- ・通し番号が確認出来るもの
- ・券面の面積が5分の4以上のもの
- ・表面の偽造防止の特殊加工が残っていること

Q14. あまったお買い物券は払い戻しできますか。

A14. 未使用のお買い物券の払戻しはいたしません。

Q15. 期限切れのお買い物券はどうしたらよいですか。

A15. 期限内にご利用ください。ただし正当な理由がある場合についてはその限りではありません。未使用での理由を付して商工会へお申し出ください。1枚につき手数料100円にて再発行いたします。

Q16. 購入したお買い物券が不要になったので返金して欲しいのですが。

A16. お買い物券購入後の返金はいたしません。

◎その他について

Q17. お買い物券事業に関する問い合わせ先を教えてください。

A17. 次までお問い合わせください。

鴻巣市商工会 事務局

〒365-0038 鴻巣市本町 6 丁目 4 - 20

TEL 048-541-1008

FAX 048-541-1071